

## 高知県医師会共催及び後援承認事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高知県医師会が共催又は後援する事業に係る承認事務を適正に行うための承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

### (名義)

第2条 この要綱による共催又は後援の名義は「高知県医師会」とする。

### (承認基準)

第3条 共催及び後援の承認基準は以下の表に掲げるとおりとする。

主催者についての承認基準	1 高知県医師会会員が組織している団体 2 日本医師会、各都道府県医師会及び高知県内の郡市大学医師会 3 新聞社、放送局等の報道機関 4 医療福祉、文化、環境等の分野でその発展に寄与する事業を行っている公益法人及びその他の団体
事業内容についての承認基準	1 高知県医師会の目的及び基本理念に沿った内容であるもの 2 事業の目的が、公益性があるものであること 3 特定の団体の利益を目的とするものでないこと 4 特定の団体の宣伝、勧誘等を意図したものでないこと

(1) 主催者については、「主催者についての承認基準」の1から4までのいずれかに該当しなければならない

(2) 事業内容については、「事業内容についての承認基準」の1から4までのすべての項目に該当しなければならない。

### (申請手続)

第4条 共催又は後援の承認を受けようとする者は、別記の様式例により、原則として名義使用開始の1カ月前までに、高知県医師会長へ提出するものとする。

- (1) 事業の名称、目的及び内容
- (2) 主催者の職、氏名及び事務局等連絡先
- (3) 開催日時(期間)及び開催場所
- (4) 参加対象者及び参加見込者数
- (5) 他の共催者及び後援者(予定者を含む)
- (6) 入場料金その他参考事項

### (承認)

第5条 前条の規定による申請があった場合は原則理事会において協議・決定する。  
ただし、過去に承認した事業と同じ事業で、第3条の承認基準に該当するものであって、庶務担当理事が理事会の協議に付さなくてもよいと認めるものについては、高知県医師会長が承認を決定のうえ理事会へ報告できるものとする。

### (承認の取消)

第6条 共催又は後援を承認した事業であっても、その内容が第3条の承認基準に該当しなくなったと認められるとき、その他共催又は後援することが不適当となったと認められるときは、その承認を取り消すものとする。

### 附則

この要綱は、平成29年12月13日から施行する。